

天理市一般職の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第10号

天理市一般職の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

天理市一般職の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和46年4月天理市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月天理市条例第33号）附則第3条第3項に規定する暫定再任用短時間勤務職員については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の天理市一般職の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定を適用する。